

平成 30 年、京都府児相による誤認保護事件の経緯

京都府議会議員 四方源太郎

【事件から感じる問題点】

- ・ 事実の確認、客観的な調査がない（冤罪を生むプロセスと同じ、ブラックボックス化）
- ・ 児相の判断をチェックする第三者機関がない。（措置審査部会、評価・検証部会は機能せず）
- ・ 親もしくは第三者が被保護児童と面会することを認めさせる。（議員、弁護士、親族など）
- ・ 司法審査の導入（令和 7 年 6 月施行）
保護者同意のない一時保護は事前か 7 日以内に家裁に申し立てが必要。調査や親の意見を聴けるのか？

2018 年（平成 30 年）

4 月 20 日（金）

- ・ 前日と当日の 2 日にわたり、保育士が気になることを女兒 C（児相が被虐待児として一時保護した保育園児）が発言し、保育士が主任保育士に相談。主任保育士が園長らと協議した結果、市役所の担当課に相談することにした。
- ・ 「どのように保護者と関わっていったら良いのか？園から父親に話をしたいがどのように話をしたら良いか難しいため、そのことを相談したい…」（保育園が裁判資料として児相に提出した文書からの抜粋）
- ・ 相談者 A（夫）と B（妻）が自宅にいたところ、正午頃に突然、児相職員が来て、A が保育園に通う娘の女兒 C を虐待したとして、その姉の小学生 D と共に一時保護した旨を告げられ、一時保護決定通知書を手渡された。
- ・ この日から 5 月 11 日までは女兒 C、D は児童養護施設に一時保護委託される。5 月 12 日からは児相の一時保護所で生活する。（裁判資料によって後に判明）

4 月 24 日（火）

- ・ 両親 A、B が児童相談所で職員と面接。両親は虐待を否定。
- ・ 両親は知人 E に相談。E から私（四方源太郎）に電話が入る。「知人の娘さんが児童相談所に一時保護された。自分も家に入出入りしていて家族の様子を見ているが、とても虐待があったとは思えないし、夫妻もそんな事実はないと訴えている。それでも児相は耳を貸さないらしいので話を聞いてあげてほしい」と言われ、後日、日程調整して会うことを約束。
- ・ 児相はこの日、女兒 C、D に対して、初めて面談を行う。（後に裁判資料から判明）

4 月 26 日（木）

- ・ 児相が女兒と面談。医師による診察も行われる。（医師の診察では女兒の体に異常は認められず。後に裁判資料から判明）

4 月 27 日（金）

- ・ 両親 A、B が児相で職員と面接。互いの主張は平行線。

4月28日(土)

- ・E宅で四方源太郎が両親A、Bと面会し、事情を聴く。
- ・両親共に虐待は完全に否定。妻Bは自身が専業主婦で主に娘を養育していると説明し、「夫が娘を虐待していたとしたら、それに自分が気がつかないことはあり得ない」と強く主張。
- ・児相からは「虐待を認めなければ、娘は返せない。このままだと児童養護施設に送ると家庭裁判所に申し立てるしかない。児童養護施設に送られると娘が成人するまで面会ができなくなる」と言われて困惑しているとの訴え。
- ・私は両親A、Bと初対面だったこともあり、「一方的な話だけでは動けないので、休み明けに京都府の担当者に状況を確認してみる」と約束。

5月1日(火)

- ・午前中に京都府健康福祉部のこども・少子化対策監に電話。「本庁では個別事案の詳細を把握していないため、児童相談所長に説明させる」と言われ、午後に児相所長、副所長が事務所に来所。
- ・私が「一時保護したということだから、それには虐待の確たる証拠があったのか？」と聞くと「あった」との答え。「私に言えないとしても、お母さん(B)に証拠を示せば、Bは納得して、児相の主張を理解するのではないか？」と言ったが曖昧な回答。
- ・当時の私は児相が一方的な思い込みだけで、一時保護のような重大な判断をするとは思っていなかったもので、「何か確たる証拠があるんだろう？」と問い詰めていった。
- ・結局はその「証拠」とは「しかるべき信頼できるところからの通報」だった。「しかるべき信頼できるところ」とは市役所の担当課だったことが判明。
- ・この事件が解決した後に市役所の担当課長に確認したところ、「保育園からの通報を受け、これは放っておけないとの判断ですぐに児相に通報した。虐待事実の証拠があった訳ではなく、その調査は児相の方でちゃんとやってもらえるものと考えていた」との回答。
- ・私から児相所長に「保護者は虐待を否定している。特にお母さんの訴えには真摯に耳を傾けてほしい」と依頼。
- ・児相職員がこの日、女兒を面接。(後に裁判資料から判明)

5月2日(水)

- ・両親A、Bが児童相談所で職員と面接したが、「児相の対応に変化なし」とのこと。
- ・児相職員が女兒を面接。(後に裁判資料から判明)

5月7日(月)以降

- ・児相の対応が変化することを期待したが、変化なし。母親Bからの訴えを受けて、以後何度か、こども・少子化対策監に電話したが埒が明かない。

5月18日(金)

- ・児童福祉法第28条1項1号に基づく「施設入所措置承認」を求める申し立てを家庭裁判所に行うため、京都府社会福祉審議会の措置審査部会が開催され、部会の審査で家裁への申し立てが承認される。

5月23日(水)

- ・両親 A、B が児童相談所で職員と面接。

5月25日(金)

- ・児相職員が女兒を面接。(後に裁判資料から判明)

6月4日(月)

- ・両親 A、B が児童相談所で職員と面接。

6月7日(木)

- ・児相職員が保育園を訪問し、「裁判の資料とするため、送致書の記載内容について、本日をもって園に聴き取りをしたことにすることの了解を得たい」との申し出があったが、園は「記載内容の確認に関して、園に事前の連絡がなく、裁判の資料にもなるとの説明があったため、本日は女兒の対応をした主任保育士が不在であり、記載内容については時間をとって園で確認したい」と伝えて、翌日に児相に電話連絡すると応答。(保育園が裁判資料として児相に提出した文書からの抜粋)

6月8日(金)

- ・同日付で、保育園から児相に対して【「園から児童相談所への連絡」について(園での対応の再確認後)】という文書が出された。この文書は後に児相から証拠資料として裁判所に提出された。
- ・資料には「母(B)と園との面談時に、母からは『園も裁判では証言してほしい』と言われており、また、『子どもの発言は、児童相談所が誘導している…』との話も伺っております。仮に裁判になり、万が一にも園の証言を求められたときは、園で対応した事実を言わせていただきたいし、また、母には園からは事実のみを伝えます…としているので、母に伝えたこととの不一致はあってはならないと思っています」などが書かれており、最後の部分には『園の職員は毎日、毎日、相談してよかったんだろうか…との思いや心配なことがあれば、子どものために相談するのは当然だ』との思いなど、両方の思いで苦しんでいます」と書かれている。保育園から「通報」したのではなく、気になることを「相談」したいと市役所に連絡しただけだったのに、それが「確たる証拠」とされて一時保護につながっていき、母親と児童相談所の間で保育園が苦悩している様子うかがえる。

6月19日(火)

- ・児童相談所が家庭裁判所に対し、児童福祉法第28条1項1号に基づく「施設入所措置承認」を求める申し立てを起す。

8月1日(水)

- ・両親 A、B が依頼した弁護士 F と弁護士 G が児相の申し立ての却下を求める意見書を家庭裁判所に提出。

8月6日(月)

- ・家庭裁判所の裁判官が3名の調査官(女性)に「子の状況、関係機関調査」を命令。

8月7日(火)

- ・家庭裁判所において、調査官3名が両親A、Bそれぞれ個別に面接する。

8月14日(火)

- ・両親A、Bを自宅で2名の調査官が面接。

8月16日(木)

- ・児童相談所において、一時保護委託先の児童養護施設職員を調査官3名が面接。
- ・女兒C、Dを調査官3名が児童相談所で面接。

8月20日(月)

- ・保育園において、園長、主任保育士らを調査官2名が面接。

9月14日(金)

- ・家庭裁判所の裁判官に調査官からの「調査報告書」が提出される。
- ・報告書末尾の「総合評価」のところに「本調査結果からは、父母が事件本人らを不適切な扱いにしていた事情はうかがわれない」という文言が記載された。「虐待はない」という判断。

9月21日(金)

- ・裁判所で、両親A、Bおよび児相双方の弁護士、児相職員らが双方の提出書類や調査官による「調査報告書」を確認。
- ・裁判官に両親側の弁護士が個別に呼ばれ「本件の手続きではゼロか100かになる。裁判所としては調査官調査の結果を踏まえ、中間的な解決ができないか考えている」旨の発言あり。(弁護士から両親への報告書から抜粋)
- ・弁護士は両親A、Bに対して「お子様たちを取り戻すことが先決」とアドバイスし、児相との和解を勧める。

10月19日(金)

- ・調査官の「調査報告書」に対し、児相側弁護士から二度目の「主張書面」が提出される。

10月22日(月)

- ・両親側の弁護士も児相側弁護士の主張に対し、意見書を返す。

11月19日(月)

- ・双方の合意が成立。

12月10日(月)

- ・両親A、Bは「児相に通報した市の担当者の話を聞きたい」と市に面会を希望し、市の担当課職員、保育園長、主任保育士と面会。

12月21日(金)

- ・ 女児 C、D が自宅に戻る。

12月26日(水)

- ・ 両親 A、B が再度、市役所で担当課長や職員、保育園長、主任保育士と面会。担当課長は「自分たちに落ち度はない。今後も対応は変えない」との答え。両親は納得がいかない。

2019年（平成31年）

1月18日(金)

- ・ 市役所に対して納得がいかない両親 A、B が四方源太郎事務所に来所。

1月下旬

- ・ 私が妻 B に同行し、市役所の担当課長らと話をする。私からは「児相は児相の判断で動くが、市役所は市民の訴えがあれば真摯に耳を傾け、市民の側に立って調査し、児相に意見や質問をぶつけるということも必要ではないか」と市役所の対応改善を指摘。

2月27日(水)

- ・ 京都府議会の予算特別委員会において、この件に関して、下記の資料1の議事録の通り健康福祉部に対して質問を行う。質問前には子ども・少子化対策監に問題があると思われることを投げかけたものの、納得できる回答はなし。

2022年（令和4年）

2月14日

- ・ 京都府議会2月定例会の一般質問で「児童相談所業務に対する第三者の評価・検証について」を質問。
- ・ 健康福祉部長は「今後、京都府子どもを虐待から守る条例の内容を具体的に実現していくため、弁護士などが子どもの意向確認を行う仕組みや、児童相談所の権限を適切に行使できるよう第三者による評価・検証を導入することとしております」と答弁。

2023年（令和5年）

- ・ 「児童相談所のあり方を考える地方議員懇談会」の設立に参加する中で、レアケースだと考えていた誤認保護が全国では頻発していることを知る。

2024年（令和6年）

2月20日（火）

- ・府議会で京都府家庭支援課長を呼び、2年前の一般質問の答弁以降、児童相談所業務に対する第三者の評価・検証について、何らかの進捗があったかどうか確認。いまだ具体的な改善はなされていないことが分かる。

3月7日（木）

- ・京都府の児相業務について調査。社会福祉審議会の措置審査部会と評価・検証部会の部会長は同一人物（元大阪府児相の職員）となっているなど、第三者によるチェック機能が一切働いていないことが判明。
- ・評価・検証部会が平成19年から毎年作成し、京都府のホームページで公開（平成28年度分は公開なし）してきた児童相談所業務についての「評価報告書」は、上記「誤認保護」事件のあった平成30年以降、なぜか一切公表されていない。
- ・「それはなぜか？」と家庭支援課長に質問。「重篤事案がなければ評価・検証部会は開催しない」という回答だったが、「そんなことはない。府内での重篤な児童虐待事案は平成30年以後も報道されている。そもそも京都府のホームページには『重篤な事案があった場合にしか評価・検証しない』とは書いていない。『定期的に（児童相談所業務を）確認し…』と書いてある。その回答はおかしい」と指摘。
- ・平成30年の誤認保護事件をどう総括しているのか、その年の総括資料はそもそも作成しているのか、作成してあるのなら見せてほしい」と依頼したところ、「時間がほしい」とのこと。

3月19日（火）

- ・2週間ほど経っても、なかなか回答がないと思っていたところ、府議会の廊下でたまたま家庭支援課長と出会ったため、「どうなっているんですか？」と聞いたところ、「もう少し時間がほしい。奥の深い問題で私自身が児相に行って調べてこないといけないと思っている。2月議会の閉会日までには間に合わないの、議会後に四方先生の事務所に伺うつもりだ」という返事。

※この資料を作成している5月16日現在まで、家庭支援課長からは回答はもちろん、電話の一本もかかってきていない。通常の部局への問い合わせでこれほど時間がかかった経験はない。

資料1：京都府議会予算特別委員会 健康福祉部書面審査 議事録

2019年（平成31年）2月27日

94 ○四方委員

まず、千葉県の野田市で児童虐待によって女の子が死亡するという痛ましい事件が起こりまして、何でこういうことが繰り返し行われるのか。今回が別に初めてというわけではなくて、毎年のようにこういう重篤な事案が起こっておりまして、今、国民の目線というのも児童相談所とか学校とか行政とかに対して厳しく対応が問われているのではないかと。私としても、これが繰り返されるというのは組織的な行政の取り組みとかにも何か問題があるのではないかと考えておりまして、これを受けて、京都市では児相の職員の増員をされるという

報道があったりしますが、京都府は今回のこういう事件を受けて、みずからの体制等についてどういう点検とか見直しをされて、例えば反省する点があったのか、あったとすればそれはどういうふうに改善をするのか、教えていただけますか。

95 ○高野家庭支援課長

京都府におきましても、これまで厚生労働省が出されました方針に基づきまして、専門職、児童福祉司の増員等を計画的に図ってまいっております。今年度につきましても十分、人事当局に増員等をお願いしているところでございますし、内部におきましては、さまざまな重篤事案や死亡事例の部分につきましても、社会福祉審議会の評価検証部会等においてさまざまに検証を行っているところでございます。

以上でございます。

96 ○四方委員

先ほど別の委員の質疑の中で、京都府内は特別重篤な事案はないという話がありましたが、私が知る限り、やはり重篤な事案があったとっておまして、それはこの京都府内で昨年4月に、幼い姉妹を児相が一時保護して、保護者が虐待事実はないということを見相に対して一貫して主張しておられたにもかかわらず、保護者との認識が一致しないという理由でその姉妹を保護者から引き離して、児童養護施設に強制的に入所させるために児相が裁判所に6月に申し立てを行って、裁判所での調査の結果、事実上、児相が敗訴して、11月にはその申し立てを見相が取り下げて、12月下旬にようやく姉妹は保護者のもとに帰されたということがありました。そのときの裁判所の調査官は3名おられて、女性3名みたいですが、プライバシーの問題もあるので、そのまま読むのは差し控えますが、調査官の総合的な意見として、「虐待の事実や養育環境が著しく不適切だということは認められない」という意見が出たので、恐らく裁判官がそれに基づいて調整をされたということか、その結果、京都府でも申し立てを取り下げたということだと思ふんです。

私も、この裁判記録であるとか児相が裁判所に提出した証拠の書類なんかを見ると、確かに調査官がそういうふう感じられたのも理解ができるような、その証拠の中にも誘導尋問とか、そういうものが見受けられたり、冤罪というのはこうしてつくられていくのかなということを感じまして、今回、その保護者の方がたまたま親戚の支援なんかを受けられて弁護士を2人つけられ、専門的な弁護士がつけられて裁判を闘われたので結果として勝てて子どもが戻ってきましたが、通常、弁護士を頼むのはものすごくお金がかかりますので、頼めないケースが多いと思ふんです。そうすると、もしかしたら裁判に負けて、そのまま何の問題もない親子が引き離されて、成人するまで会えないみたいなことになりかねなかったという、これは大変問題のある事例だと思っております。

現実に8カ月間、その親子は一切音信不通で引き離されて、たとえ刑務所に入った犯罪者であっても親戚と手紙のやりとりぐらいはできるわけですが、そういう意味では、今回そういうことがあったのは大変残念だなと思っております。例えば誘導尋問というのが、これもプライバシーの問題もあるんで抜き出して紹介させていただくと、例えばその児童が見相の面接官にいろんな面接の中で「あと何？」と言うと、面接官が、「あと何か？って。そうか、そうだね。えっと、さっき、ここに来るときにこうお話ししてねって言うていたことがあるでしょう。それは何だっけ？」。それに対して「忘れちゃった」と子どもは言っているわけですね。そうしたら、「忘れちゃった？ほんまか、そうか。ふうん、そうか、わかった。そうしたら、ちょっと、ちょっとな、私、どうやってお話を聞こうかなと考えるし、ちょっとここで待っていてもらっていい」と面接官は一旦外へ出るわけですね。

そして、戻ってきて、「ちょっとそのお話の続きをいいですか」と、その女の子に対して面接官は「例えば、嫌なことをする人はいる」と聞いたら、その子は「おらん」と。「おらん。ふうん、そうなん。そうか、おらんのか」と。「あのね、さっきここに来るときに、これのお話をしてねと言われたの、何やったか覚えている？」と。児童は「忘れた」と。そして、その児相の別の職員、担当者と、「誰々とそういうお話をしたでしょう」、子どもはまた「忘れちゃった」「忘れちゃったの。ああそう、そうか。そのお話、忘れちゃったというのもあるかもしれないけれども、そのお話はしちやだめだよと言われたことがある？」「ううん、言われていない」と子どもは答えるんですね。そして、「言われていない？誰かほかの人にでも言われていない？」、子どもは「うん」と答えているわけですね。

また、同じその流れの中で、「あのね、えっと、あっそうそう、その児相の担当者の〇〇さんに、嫌なことあると言っていなかった？嫌なことをされたことがあると言っていなかった？」と。子どもは「なかった」と。「言ったことはある？」「ない」と。そういうことを言ったことがあるかないかと面接官が聞くと、また子どもは「ない」と答えているわけですね。そして、面接官が「ないの？あっそう、そうですか。わかりました、わかりました、わかりました。他のところではそのお話をしたことは？」と言ったら、「言っていない」とまた児童は答えるんですね。「えっ！」と言って、ここで児相の職員は恐らく通報内容とちょっと違うなということで若干驚きがあるんですが、「言っていない」ともう一回子どもが言う。「言っていない。ふうん、そうなんだね、わかった。もう一回、ちょっとだけ待っていてくれる？」ということで、また面接官が出ていく。

このことを見ると、一旦出て行って、恐らく上司か同僚か誰かと相談した上で、またいろんなやり方で発言を引き出そうというか、何か通報内容と保護した内容とを一致させるかのようなことがこの児相の面接の中で行われているのではないかなど。一回こういうふうに、この子は虐待があると一時保護してしまったら、何かこれを止められない仕組みみたいなものが今の児相の仕組みの中にあるのではないかなどということを感じまして、こういった時にいかに第三者がしっかりと冷静にチェックをするか。これは逆のケースもあって、千葉のケースなんかでしたら、本当は帰してはいけなかったんです。一時保護しておかないといけなかったのを帰してしまっただけによって殺されてしまった。

ですから、児相だけの判断で果たしていいのか？とそれをチェックする仕組みというのが必要だと思うんですが、例えば今回のケースでいうと裁判所へ申し立てをするときにどういう手続で申し立てをすることになるわけなんですか。

97 ○中本健康福祉部こども・少子化対策監

個別の事案につきましてはお答えしかねる部分があるんですが、私も先ほど来、児童虐待についての対応についての御答弁させていただいていますが、通報等があった場合に、まずお子さんの安全を確認・確保した上で、その内容や被害の状況につきまして確認をいたします。特に幼児であれば、なかなか確認が難しい部分もありますから、丁寧にさせていただくケースもあろうかと思えます。

その上で、御家庭の保護者の方とも面談をさせていただいて、御家庭の状況なども踏まえた上で、基本的には家庭復帰の可否につきまして検討を行うわけでございます。そして、なかなか御家庭への復帰が難しいという状況になりましたら、私どもはそれについて保護者の方の意向を確認するわけでございますけれども、仮にその場合に保護者の方の同意が得られないような場合は、養護施設等への入所ということも検討することになるわけございまして、保護者の方の意向に反する場合につきましては、児童福祉法の第28条に基づきまして家庭裁判所に申し立てを行うことになっているところでございます。その申し立てを行う際には、社会福祉審議会の措置審査部会というものを置いておりますので、そこでの御審査を経た上で申し立てを行う、そう

いう手続になっておるところでございます。

以上でございます。

98 ○四方委員

この委員会の前に、私がこの話をいろいろと問い合わせさせていただいた時は、この申し立てをする、社会福祉審議会の措置審査部会にかける、例えばかけた後、本当に申し立てするかどうかについては、これは児相の所長の判断だけで行うということで本庁はそういう個別のケースには直接は関与しないというお答えだったんですが、それでよろしいですか。

99 ○中本健康福祉部子ども・少子化対策監

個別事案の対応につきましては、児童相談所長に権限がございますので、児童相談所における判断ということになるかと思えます。

以上でございます。

100 ○四方委員

その措置審査部会というのは、毎年二、三件の申し立てがあるということなんですが、例えば去年というか今年度4月以降でしたら、何回それが開催されて、それはいつ、何月何日に開催されましたか？

101 ○中本健康福祉部子ども・少子化対策監

先ほど私が申しあげました申し立ての事案以外にも、里親の関係ですとか、それ以外の一時保護の期間の延長の関係ですとか、さまざまな事案を取り扱いますので、年に数回開催をさせていただいているところがございます。

以上でございます。

102 ○四方委員

また、今すぐにわからなかったらあれですが、今年度いつ開催されたか、日時を教えていただきたいんですが。

103 ○高野家庭支援課長

今、手元に資料がございませんので、資料につきましては正副委員長と協議させていただきたいと思えます。

104 ○四方委員

例えばその（裁判所に児童福祉法第28条に基づく）申し立てをして取り下げたというケースは、京都府でこれまでに何件ぐらいあるんですか。

105 ○中本健康福祉部子ども・少子化対策監

全ての過去まで見切れておりませんが、私が記憶している範囲の中では、御指摘のあったその案件だけかなと考えている次第でございます。すみません。

106 ○松村健康福祉部長

すみません、中本こども・少子化対策監よりも私のほうが経験が長いので、あれなんですけれども、私が課長をしている時代でも1件あったかと記憶しております。ですから、今回の分で多分2件かと思います。

以上でございます。

107 ○四方委員

ほとんどないということですよ。ですから、これが果たして重篤な事案でないのかと。確かに、虐待によって危害を加えられたケースではないですが、これは逆に児相が危害を加えたケースであって、そんなことがあれば児相に対する信頼というのが全くなくなってしまうわけで、京都府にとって、児相にとって、こんな大きな問題はないと思っておりますし、例えば児相の職員は、その申し立てをする1週間ほど前に、児童が通っていた保育園を訪ねて、裁判の資料とするため、送致書の記載内容について、「本日をもって園に聞き取りをしたことにすることの了解を得たい」と言っているんですね。これは、保育園が裁判所に証拠として出した書類の中に書いてあることで、保育園はその際に裁判のための確認だという連絡が事前になかったため、再度内部で確認してから判断したいということで、改めてこの書類をつくって証拠として裁判所に渡しておられまして、その（書類の）最後に、園の職員は毎日「(市役所に)相談してよかったんだろうか」との思いや、「心配なことがあれば、子どものために(市役所に)相談するのは当然だ」との思いなど、両方の思いで苦しんでいますと。要するに、通報は当たり前なんです。ちょっとでも疑いがあれば通報する、別に間違っていない一時保護をする、そこに関しては、この保護者も全くそれは問題がないとおっしゃっています。ただ、ちゃんと児相がその後をしっかり調べて、家庭裁判所の調査官が調べられたことがなぜ児相に調べられなかったのかと私は感じるわけです。

それと、内部のチェック体制という部分でいうと、児童相談所のいろんな業務をチェックする京都府社会福祉審議会の中に児童福祉専門分科会児童相談業務評価検証部会という、いわゆる児相の事業に対して評価・検証をする部会がありますが、その部会の委員の一人（弁護士）が今回、児相の代理人として弁護されたわけですね。自分たちがやったことを自分たちでまた評価するというのはおかしい話だと思いますし、またさっきの申し立てで、裁判所に申し立てをするということを決める審議会の部会長と、こちらの評価・検証をする部会の長が同一人物なんですよ。結局、自分たちが決めたことを自分たちがまた評価・検証する。こんな仕組みで、果たして第三者の冷静なチェックというのが入っているのかな？と感じるんですが、いかがですか？

108 ○中本健康福祉部こども・少子化対策監

これはそういう審査会とかの一般的な考え方になると思いますが、もしその審査する事案の利害関係者がその中におられる場合は、そういう委員の方につきましては除斥というか、その案件についてはかかわらないとか、そういうことが行われるのが審査会の一般的な考え方かなと思っております。

109 ○四方委員

これだけ児相のいろんな対応が問題になっている時代に、「李下に冠を正さず」というか、弁護士は幾らでもおられるわけですし、委員に適切な方は京都府内に幾らでもおられると思うので、それは別々の人で、しっかり審議をする、そしてまたそれについて評価・検証する、これは別々でしっかり当然執行する。私がそちら（理事者）側にいるみたいなんですよ。議員が執行部にいて、それでチェックができるのかという話ですので、そこはしっかり分けるべきではないかなと私は思います。

あと、児相が例えば弁護士に依頼した場合、裁判の費用、結局申し立てをしたけれども申し立てを取り下げたのでそれが無駄になったわけですが、それはどのぐらいの費用がかかって、例えば（京都府の）予算の中でいうとどういう項目でそこは出費するわけですか？

110 ○中本健康福祉部こども・少子化対策監

児童相談所におきます法的対応のケースはさまざまございます。相談ですとか司法的手続等です。それにつきまして、児童相談所の法的対応力の強化事業という中で一応金額を決めておりまして、司法的な手続に関係いたしましては1件当たり8万円ということで単価を定めているところでございます。

以上でございます。

111 ○四方委員

これはこの一連の仕事全部、裁判で申立書の書類をつくったり、それに対するまた反論があつて、その反論に対する意見書をつくったり、たった8万円でその弁護士は全部引き受けておられるということなんですか？

112 ○中本健康福祉部こども・少子化対策監

手続の1件をどう捉まえるかでございますが、1つの事案の手続につきまして8万円と決めているところでございます。

以上でございます。

113 ○四方委員

我々がもし弁護士に依頼するとして、通常、8万円でこういったケースが終わることはないと思います。逆に、この保護者の方が幾ら払われたのか私は知りませんが、相当な金額を払われたというのは私もお聞きしていますので、通常より安いそういう金額で引き受けるということは、何らか別のメリットがその弁護士にもないと引き受けることにはならないのではないかなと。そういう意味では、京都府に対してそれなりに、それをやらせてもらうことによって何らかのメリットがあるの考えるのが普通ではないかなと思うので、そういう状態の中で果たしてチェック機能が働くのかなということを感じますので、そこら辺はまたいろいろ考えていただきたいなと思います。

次に、児童相談所での面接時なんですけど、録音とか録画とかそういうものをしっかりやって、子どもの証言がどうだったのかということについては、こうして後で裁判になったときにしっかりそういうもので証拠を出すべきだと思いますが、そういうことはされるんですか。

114 ○中本健康福祉部こども・少子化対策監

児童をお預かりして、その被害状況の確認をする場合に、これはケース・バイ・ケースだと思いますが、一定録音をするケースがあるというところでございます。

115 ○四方委員

その一定というのは、例えば決まっているわけじゃなくて、その時々面接官とか児童相談所長の判断でとったりとらなかつたりするということですか。

116 ○中本健康福祉部こども・少子化対策監

私どもは国が定める対応指針等をもとに対応させていただいているんですけども、そこには「こういう場合」というのは明記はされておりませんが、お子さんの状況ですとか事案の内容に応じて、児童相談所の判断において行っているのが実情でございます。

以上でございます。

117 ○四方委員

そのマニュアルみたいなものはなしで、担当者の判断に任されていると考えたらいいんですか。

118 ○中本健康福祉部こども・少子化対策監

今、申しましたように、こういうケースに、こういうケースといいたいでしょうか、そういう子どもの状況の確認をする際に把握するためにそういう録画・録音をすべき、すべきといいたいでしょうか、するという手引が国において定められているところでございます。

119 ○四方委員

私は京都府の話を聞いているんですが、京都府というのは児相ごとにそういった面接の時のやり方が違っているのか、一定のマニュアルがあって、こういう場合はこういうふうに録音してやりなさい、録画してやりなさいということで、一人の担当者なり判定する課長の判断でそういうことが行われているのかどうかと。それならそれでいいんです。「そうです」と言ってもらったらいいいんですが。

120 ○高野家庭支援課長

先ほどこども・少子化対策監も説明をさせていただきましたが、国における子ども虐待対応の手引というものをベースに全児相が対応しておりまして、録画とか録音をする場合につきましては、被害確認面接に至ります、例えば子どもが小さい場合、例えば入学前でありますとか、そういった場合に被害確認を行う場合には大抵録画・録音をするように定めているところでございます。

以上でございます。

121 ○四方委員

そうしたら、就学前の子どもの面接の際に録画・録音がなかったというのはレアケースというか、余り考えようがないということなんですか。

122 ○高野家庭支援課長

これも先ほど答弁させていただきましたけれども、個別の事案でいろいろ対応が違うところは多少ございますが、基本的には、就学前のような子どもの証言が少し揺れていたりとか、確認をするために後々のために必要な場合については、児童相談所長の判断において録画・録音をもって対応しているところでございます。

以上でございます。

123 ○四方委員

私は、この一連の今回のケースというのは、児相が今後も信頼を取り戻していくためには、迷惑をかけたこ

とに対してしっかり謝罪をして、適切な補償をしていくべきではないかな？と考えますが、いかがですか？

124 ○中本健康福祉部こども・少子化対策監

個別のお話はあれですけれども、私どもとしては、そういう信頼を損なうようなことのないように、日々、児童相談所の業務について適切に行うよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

125 ○四方委員

こういう事例があったとしたら、やはりそれは謝罪をして、きちんと補償するべきではないかと質問しているんですが、いかがですか。

126 ○中本健康福祉部こども・少子化対策監

申し立てを取り下げたということでございますが、取り下げまでには一定の合意というものがあつた上でのことでございますので、それについて、どちらかがどうということではなからうかと思っておりますので、私どもは引き続き適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

127 ○四方委員

私は別に機械に聞いているわけではなくて、人間として、みずからの良心にしっかり問うてみたときに、果たして同じ答えなのかなと。

もう一度同じ質問をさせていただきます。いかがですか？

128 ○中本健康福祉部こども・少子化対策監

すみませんが、繰り返しになりますけれども、私どもは個別の事案につきましてお答えはしかねますけれども、今、申しましたような申し立てをして取り下げるということに当たりましては、取り下げに至るまでの経過がございまして、当事者の一定の合意のもとでのことでございますので、基本的には、裁判でいえば和解という形になっておりますので、そういうケースには当たらないものと理解をしているところでございます。

以上でございます。

129 ○四方委員

私は、京都府が「子育て環境日本一」と言うのでなければ、それで別にいいと思いますよ。事務的な対応、保身的な対応というのでも別に構わないと私は思うわけですよ。ただ、それ（「子育て環境日本一」）を言うのであれば、もっと人間的な対応をしてほしい。「日本一」ですよ、47都道府県で一番になろうというのに、それなら、他の都道府県の児相で謝っておられるケースと変わりがないんですよ。

ですから、こういうことが私はこういう痛ましい事件を繰り返している一番大きな原因ではないかと思えます。まさに子どもを守るよりも組織を守るというのが、どうも今の行政の中で優先していて、このままではなかなか子どもを本当に守ることは難しいなと感じますが、そういうことでは困るので「子育て環境日本一」と言うのであれば、今後また親御さんがどういうことを京都府に言ってこられるかわかりませんが、しっかり人間としての対応、良心に基づいて対応していただきたいなと思えます。

最後に1つだけ、この判定は実際には児童相談所長に任されていると、そしてその判定する課長というのが実際の現場の責任者としておられるわけですが、その課長が11月19日に申し立ての取り下げをしています。11月15日に報道発表された厚生労働大臣の表彰、2018年度社会福祉功労者に対する厚生労働大臣表彰で表彰を受けておられるわけなんです。実際和解をした当事者とのいろんな合意の中で、本当に京都府が全く正しかったら別に和解なんかしなくてもいいんですよ。最後まで裁判して勝てるわけなので。ただ、和解をした、申し立てを取り下げるといのはものすごく珍しいケースですので、それをしたということは、やはり何らかの判定に対する非が京都府にもあったと、それが完全なる非かどうかは別にして、何らかの非があったということで申し立てを取り下げたんだと思います。そのときの一番の最初の原因をつくった方が厚生労働大臣表彰、特に顕著な功績があったということで、職員の中で2名だけのそういう表彰を受けておられるわけなんです。それをそのまま表彰してよかったのかなと。22日にその表彰を受けに行っておられると思いますが、それについていかがですか。

130 ○中本健康福祉部 ども・少子化対策監

一人一人の個人の話になるとあれですけども、その厚生労働大臣の表彰につきましては、長年児童福祉に携わって、その経験をもとに非常に尽力をしてきたことが評価されたものと思いますので、個別事案との関係につきましては、なかなかすぐにそれで因果関係がどうこうということではなからうかと思っておる次第でございます。

以上でございます。

131 ○四方委員

やはり全て事務的に順番にもらっている賞だなということはわかりましたので、それで結構です。

あとは、児相の連携というのをさっきからもずっとおっしゃるんですが、例えば児童相談所長、私のところでしたら福知山の児童相談所長ですが、異動なんかによって所長が代わられても、私、一回も出会ったことがないんです。挨拶に来ていただいたこともない。ほかの部署の方でしたら、土木事務所長とか保健所長とか、保健所だったら次長とかでも、代わられたら当然来られる。また、こういう予算の時期になると事前に、公営企業管理事務所とかそういうところの方でも、毎年同じような話でも来られて、「こういう予算を今度お願いしていますので」といって説明を受けられる。そういう時に、いろいろとまた話をするわけです。

ただ、私が府議員になって、そうして来られた所長は一人もない、顔も知らないわけです。もし福知山児童相談所で何かそういう重篤な事案が起こって記者会見されたとしても、私は(所長の顔を)初めて見るようになります。市民の方から、もし「あの人はどんな人やったの」とかと言われても、「私自身、初めて見るんです」みたいな。我々は、府議員ですよ。ほかの方のところには行っておられて私のところだけ来てもらっていないのか、それはわかりませんが、果たしてこれで連携ができるのかなと。府民の代表のところには顔も見せに行かず、予算についての説明もせず、そして今、一時保護所が一時的に別のところへ移るとか、そんな話も我々は詳しく説明を聞いていないわけですよ。果たしてそれで本当に連携できているのかなと思うんですが、いかがですか？

132 ○中本健康福祉部 ども・少子化対策監

すみません、各児童相談所長がどこまで御挨拶できているかは承知はしておりませんが、私どもは引き続き議員の先生方とも十分連携を図り、児童福祉の推進を図って参りたいと思いますので、今後とも十分その点に

つきましては連携を重視いたしまして取り組んで参りたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

133 ○四方委員

しっかりした連携というのは、言葉ではないと思うんです。ですから、言葉だけ「日本一」と言っても仕方がないと思いますので、これは本当に反省していただきたいなと思います。以上、終わります。